

「消費税率の改正／地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」に伴うガス料金の改定について

京葉ガスは、「消費税率の改正」および「地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」に伴いガス料金を改定します。

当社における標準的なご家庭（1カ月 33 m³ご使用）への影響額は平成 26 年 4 月検針分(※)からプラス 165 円（税込）、7 月検針分からはさらにプラス 7 円（税込）となります。

京葉ガスは、「消費税率の改正」および「地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」に伴い、本年 4 月 1 日を実施日とする供給約款および選択約款の変更を本日、関東経済産業局長に届け出ました。ガス料金への反映は、「消費税率の改正」については 4 月検針分(※)から、「石油石炭税の税額変更」は 7 月検針分から行います。

今回の改定は、消費税法の一部が改正され 4 月 1 日より消費税および地方消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられることとなったこと、および地球温暖化対策のための税における従来の石油石炭税が段階的に上乗せ課税されることに伴い、4 月 1 日から当社がお客さまにお届けする都市ガスの原料である天然ガスなどの「ガス状炭化水素」に対する税額が 1 トン当たり 260 円の上乗せとなるため、これらをガス料金に反映するためのものです。

当社は今後とも、ガスの安定供給ならびに保安の確保に努めるとともに、効率的な経営の推進、サービスの向上に引き続き取り組み、お客さまと地域社会の皆さまからの信頼に応えてまいります。何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ 平成 26 年 3 月 31 日以前から供給約款または選択約款に基づきガスを継続してお使いいただいている場合、消費税法の経過措置により、4 月検針分のガス料金は旧税率 5%が適用され、5 月検針分のガス料金より新税率 8%となります。

標準家庭における影響額（1カ月のご使用量 33m³・税込）

	平成 26 年 4 月検針分(※)から 〔消費税率改正後〕	平成 26 年 7 月検針分から 〔石油石炭税額変更後〕
影響額	+165 円	左記+7 円

□ 標準家庭の 1 カ月のご使用量(33m³)は家庭用の平均値です。

上記の影響額は基準単位料金で算定したものです。実際に 4 月検針分以降に適用する単位料金は、原料費調整制度により原料価格の動向を反映させたものになるため、適用期間の原料価格（貿易統計値）が発表され次第、お知らせします。



— ガス料金の改定について（詳細） —

1. 実施日

平成 26 年 4 月 1 日を実施として供給約款および選択約款の料金を変更いたします。

2. ガス料金への反映時期

(1) 「消費税率の改正」のガス料金への反映時期

平成 26 年 4 月検針分から適用します。

※平成 26 年 4 月検針分とは、平成 26 年 3 月検針日の翌日から平成 26 年 4 月検針日までをいいます。

※平成 26 年 3 月 31 日以前から供給約款または選択約款に基づきガスを継続してお使いいただいている場合、消費税法の経過措置により、4 月検針分のガス料金は旧税率 5%が適用され、5 月検針分のガス料金より新税率 8%となります。

(2) 「石油石炭税の税額変更」のガス料金への反映時期

平成 26 年 7 月検針分から適用します。

※平成 26 年 7 月検針分とは、平成 26 年 6 月検針日の翌日から平成 26 年 7 月検針日までをいいます。

3. 供給約款料金

【新料金表】（税込：消費税率 8%）

	1 カ月のご使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)	
			平成 26 年 4 月検針分から 〔消費税率改正後〕	平成 26 年 7 月検針分から 〔石油石炭税額変更後〕
料金表A	0 m ³ から 20 m ³ までの場合	800.28 円	162.25 円	162.47 円
料金表B	20 m ³ をこえ 100 m ³ までの場合	1,139.65 円	145.29 円	145.50 円
料金表C	100 m ³ をこえ 350 m ³ までの場合	1,926.51 円	137.41 円	137.63 円
料金表D	350 m ³ をこえる場合	6,318.51 円	124.86 円	125.08 円

※基準単位料金は、平成 23 年 7～9 月の平均原料価格に基づく単位料金です。

※基本料金および「平成 26 年 4 月検針分から〔消費税率改正後〕」の基準単位料金は、消費税率 5%税込から消費税率 8%税込にさせていただいたものです。

※「平成 26 年 7 月検針分から〔石油石炭税額変更後〕」の基準単位料金は、消費税率変更の反映に加えて、石油石炭税の税額変更に伴い 1m³当たり 0.20 円(税別)引き上げさせていただいたものです。

※平成 26 年 4 月検針分以降に適用する単位料金(従量料金)は、適用期間の原料価格(同月検針分については平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月の貿易統計値)が発表され次第、お知らせします。

〔参考〕 現行料金表（税込：消費税率 5%）

	1 カ月のご使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
料金表A	0 m ³ から 20 m ³ までの場合	778.05 円	157.75 円
料金表B	20 m ³ をこえ 100 m ³ までの場合	1,108.00 円	141.25 円
料金表C	100 m ³ をこえ 350 m ³ までの場合	1,873.00 円	133.60 円
料金表D	350 m ³ をこえる場合	6,143.00 円	121.40 円

※基準単位料金は、平成 23 年 7～9 月の平均原料価格に基づく単位料金です。

4. 選択約款料金

供給約款と同様に、家庭用選択約款および業務用選択約款につきましても「消費税の改正」および「石油石炭税の税額変更」を料金に反映させていただきます。